

令和 5 年 9 月 22 日

第 7 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月22日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第8 議案第48号 町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第15 請願第4号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願
- 日程第16 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第17 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平	
総務部長	大	岩	幹	治	総務課長	坂	口	増	和				
税務課長	内	田	純	慈	企画財政課長	滝	本	功					
成長戦略室長	山	本	剛	資	建設経済部長	滝	本	恭	史				
建設課長	山	本	剛	産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康
水道課長	山	下	哲	矢	厚生部長	相	川	和	英				
住民福祉課長	田	中	直	之	保険年金室長	山	下	忠	仁				
健康介護課長	坂	本	有	二	健康子育て室長	大	久	保	美	保			
教育長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	淳	二		
学校教育課長	鈴	木	和	芳	社会教育課長	森	崇	史					
学校給食センター所長	宮	地	利	佳	会計管理者兼会計課長	山	本	有	里				

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田	中	達	也	書	記	松	本	満	砂
書記	山	下	英	将						

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

今年の夏は厳しい暑さが続きました。暑さ寒さも彼岸までと言いますが、この残暑もまだまだ続く見込みだそうです。気象庁の長期予報によりますと、11月までは暖かい空気に覆われやすく、広い範囲で気温が平均より高い傾向が予想されています。

そこで問題となるのが秋の熱中症対策です。秋になって涼しくなると、汗をかいたことや喉の渇きを自覚しにくくなり、小まめな水分補給への意識が薄れやすいことから脱水症状になりやすいというものです。また、秋の熱中症は年齢や体調に関係なく、誰にでも起こる可能性があると言われていています。

熱中症に気をつけるためには、小まめに水分を取ることはもちろん大切なことですが、熱中症対策には日々の体づくりから対策をすることも大切です。そのためにもミネラルバランスを意識した食事、代謝を促すための軽い運動にも心がけましょう。忙しさのあまり、食事や運動をおろそかにしがちです。皆さんも今日をきっかけとして改めて熱中症に負けない体づくり、健康に向き合ってみましょう。自戒を込めた挨拶とさせていただきます。

さて、去る9月6日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ここで、発言をする方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際しマスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者となった児童・生徒について、欠食連絡の間に合わなかった分を無償とした人数は何人か。小・中学校合わせ175人分です。

次の質疑としまして、南知多町産の食材はどのような食材で、幾らぐらいの費用がかかったのか。答弁としまして、農産物では、キャベツ、タマネギ、大根、米などで、海産物では、ワカメ、ヒジキ、シラスなどです。金額は384万637円です。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、スポーツ推進委員会において学校部活動の地域移行について話合いが行われているか。答弁としまして、8月に開催された第4回スポーツ推進委員会で議題として上げており、スポーツ推進員と情報の共有を行っています。

次の質疑としまして、山海ふれあい会館の民俗資料整備はどれくらい進んでいるか。答弁としまして、町内の小学校以外にほとんど公開できていませんが、大学の研究者など申込みをいただいた方には社会教育課の職員が対応できる範囲で見学をしてもらっています。

次に、学校教育課関係について。

質疑としまして、A Iドリルは統合中学校のみ導入をしたのか。答弁としまして、10小・中学校全てに導入しました。

次の質疑としまして、モバイルW i - F i ルーターは何台購入したのか。また、利用者数は。答弁としまして、20台購入しました。令和4年度については利用実績はありませんでした。

次に、住民福祉課関係について。

質疑として、災害地要配慮者支援管理システムに登録されている要配慮者は何人か。
答弁としまして、令和4年4月1日現在197人です。

次の質疑としまして、成年後見制度利用促進事業に関し、後見人等受任者数は何人か。
答弁としまして、知多地域権利擁護支援センターの後見人等受任者数は、令和5年3月31日現在28人です。

次に、保険年金室関係について。

質疑としまして、後期高齢者福祉医療費の県補助分と町単独分の該当条件は何か。答弁としまして、県補助分は障害者手帳1級から3級、精神保健福祉手帳1・2級の方などです。町単独分は独り暮らし、精神通院の方などです。

次に、健康介護課関係について。

質疑としまして、紙おむつ給付サービスの周知はどのように実施しているのか。答弁としまして、前年度給付者には個別に通知しているほか、新規対象者には介護認定結果のお知らせやケアマネジャーを通じて周知をしています。

次の質疑としまして、緊急通報装置の使用料は幾らか。答弁としまして、1台につき1か月418円です。

次に、健康子育て室関係について。

質疑としまして、県地域子育て支援センター連絡協議会負担金はどのように活用されているか。答弁としまして、県下の支援センター職員の研修会や情報交換を行っており、有効に活用されております。

次の質疑としまして、正規保育士が集まらない理由についてどのように考えているか。答弁としまして、どの市町村も保育士不足である。特に本町は離島があるため敬遠される傾向があり、交通等の便のいいところに流れていると考えております。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金の実績が前年より減っているが、その要因は補助金額が減ったためか。答弁としまして、前年度から補助金額に変更はありません。町広報紙やホームページにて周知を行っていましたが、件数が伸びませんでした。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

会計課関係について。

質疑としまして、現在金融機関の多くでは入金等の際に硬貨が多量の場合に手数料が必要だが、町関係でその手数料はこの決算額に含まれているのか。答弁としまして、含まれていません。指定金融機関である知多信用金庫と協議し、役場内の派出所と町内3支店で町職員が公金を納付する場合は減免されています。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症対策経営相談体制強化事業費について、補助額の決定は相談件数実績によるものなのか、定額なのか。答弁としまして、補助金の対象経費は相談事務に係る人件費や通信運搬費などの経費です。補助上限額を各商工会の会員数に応じて定めており、各商工会から提出された実績報告書により上限額を補助したものです。

質疑といたしまして、地域の掲げる看板商品創出事業について、どのような取組を行ったのか。答弁としまして、師崎地区において新たな看板商品「崎っぼめし」の開発とプロモーションを行いました。5事業者が参画し、10品目のメニュー開発を行いました。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、地域活性化起業人制度負担金について、派遣社員の派遣予定期間及び業務従事日数はどのようになっているか。答弁としまして、派遣予定期間は3年以内、業務従事日数は年間130日以上です。

質疑としまして、ポスター掲示場設置・撤去委託料について、参議院議員選挙の費用が他の選挙と比較して高い理由は何か。答弁としまして、ほかの選挙と比べ掲示区画の多い掲示板を使用したことによるものです。

次に、防災危機管理室関係について。

質疑としまして、防災リーダー養成講座を年度当初に実施できなかった理由は何か。
答弁としまして、研修内容の検討に時間を要したためです。

次に、企画財政課関係について。

質疑としまして、ふるさと納税について寄附額の増減を分析しているか。答弁としまして、寄附額の増減については分析しています。寄附額5,000円の返礼品が幅広い世代から求められ、寄附増加に寄与しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党として反対の立場から討論いたします。

令和4年度の一般会計は、コロナ対策など積極的な施策も見られました。しかし、次のような5つの問題点があります。

第1の問題点は、町税の不納欠損、収入未済額の扱いが曖昧ではないかという問題です。町税不納欠損額が令和4年度6,619万円、収入未済額は令和4年度8,687万円で、収納率は93.44%としています。役場の皆さんは一生懸命徴収業務をしていると思われませんが、ちなみに美浜町の収納率は98.58%です。特に固定資産税の収納率は89.51%しかありません。ずっと80%が続いております。美浜町は98%です。固定資産税の不納欠損5,820万円、収入未済額6,736万円の扱いが、町民から見ると透明性、納得性、妥当性の点で説明資料もなく、よく分かりません。他市町では債権回収分野で市民を守るという視点が最大尊重された債権管理条例も制定しているところがあります。そのような債権

管理条例等も策定されておらず、債権管理委員会等の公的な徴税管理の仕組みが不十分ではないでしょうか。まずは徴税の不納欠損処理、収入未済額の実態については、他市町が実施しているように広報等で町民に具体的に知らせ、公平公正な納税管理の透明性を確保すべきです。

第2の問題点は、知多滞納整理機構への負担金支出はやめるべきという問題です。滞納整理機構に対する負担金が35万円支出されているのは問題です。知多地方以外では滞納整理機構は解散しています。一定の回収実績はあります。整理機構は、しかし取り立て組織になっていないでしょうか。基本的に差押えを前提にした住民の生活実態を二の次にする強制的な取り立てです。直ちに撤退し、南知多町の税務課が債務者の住民に親身に寄り添い、払いたくても払えない方への解決策を住民と共に考えていく体制にすべきと考えます。

第3の問題点は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金はやめるべきという問題です。南知多町は同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事は全体で9兆円投入し、国はそのうち3兆円も投資するという巨額な国費、県民負担金を生む強引な計画です。既に2013年当時、JR東海の山田社長は、リニアは絶対ペイしないと記者会見で明らかにしたのは有名です。採算が取れず、地上新幹線との共倒れも予想されます。ルートも8割がトンネルです。大井川の水枯れ問題でも、静岡県ではまだ川勝知事はいまだに工事を進めようとしていません。既に掘り進んだ残土処理、有害物質でも問題になっております。原発と同じように将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。

第4の問題点は、南知多町職員で会計年度任用職員と正規職員との間に差別がある問題です。総務課等で採用されている正規職員と会計年度任用職員への賃金差別は、国の制度として導入されたわけですが、問題です。ボーナスでも会計年度任用職員へは勤勉手当は支給せず期末手当のみの支給で、全く均等待遇の措置がなされていないのは同一労働同一賃金の原則に反します。

また、3年間の報酬アップの問題でも差別があります。正規職員は毎年の号俸アップで賃金の改定があるのに、会計年度の一般事務とサービスセンター事務員では最低賃金に合わせるため、令和4年度の報酬単価表によれば3年間は1級の10号で、ずっと960円のままという報酬にしています。しかし、防災危機管理室の交通指導員報酬では、1年目1級10号、2年目1級13号、3年目1級17号、町長運転手は、1年目1級25号、2

年目1級29号、3年目1級33号としていて、4号級ずつアップしています。会計年度任用職員間でも4号アップ、片やゼロという報酬の差別が今の職員間の中でも存在します。他市町では、会計年度任用職員の報酬でも正規職員と同じく4号級アップを基本とした報酬表を取っています。積極的に均等待遇となるように南知多町は改善する必要があります。

第5の問題点、最後です。決算書に見られる負担金の支出は妥当性に疑問が残るという点です。今までの決算委員会で、私は犬山や江南市のように負担金の検証調書を作成し、その効果と負担の見直しを図り、町民に対して透明性のあるものにすべきと提言しておりました。しかし、そのような文書は提示されませんでした。まだよく分からない負担金があまりにも決算の全体の間におたつて多過ぎると感じます。県や町村会での連携での他人任せになる陳情やお金を出しているだけの支出ならば、むしろこのお金を利用して議長や町長が自ら国会や県に出かけて南知多町の施策と関係する国の機関に働きかけてもいいのではないのでしょうか。毎年の慣習で支出するのではなく、犬山市や江南市のように負担金の検証調書を作成し、その効果と負担の見直しを図り、町民に対して透明性のあるものにすべきです。

1点指摘します。初日の質疑で問題にした森林協会負担金96万円も支払っていることは問題です。県の森林協会の事務局の元専務理事に電話でお聞きしました。森林協会会長は峰野修自民党現職県議です。副会長の4名も3名が自民党の現職県議で、1人は民間です。専務理事は県の退職職員の天下りとなっております。陳情や要望することが中心で、元専務理事の説明では、主に自民党の国会議員、県議員への要望、陳情する組織となっているということを電話で語ってもらいました。自民党の会長は主に自民党に要請しているわけです。ホームページの写真を見ていただくと、自民党県議員峰野修会長が自民党衆議院議員丹羽秀樹に要請書を渡している写真が載っております。

この組織は市町村、森林組合、木材組合、学識経験者、林業クラブ・きのこ生産組合の林業団体、森林木材関係者、林業資材関係者等で構成されており、54市町村中の32市町村のみが払っている負担金の元で財政が運営されております。もともと森林協会の基本的会費は1万円、3,000円、500円です。500円は個人会員、1万円が基本的な市町村の会費です。では、南知多町の令和4年度の96万円の根拠は何だったのでしょうか、お聞きしました。森林協会側の勝手な基準です。令和2年度の国・県が南知多町で実施した治山工事額1億3,825万5,700円を根拠にして、それに0.55を掛け、さらに調整額1.25

を掛けて出したのが95万円です。会費を1万円足して96万円としました。南知多町に要請したそうであります。これが実態です。令和5年度は81万円となっております。森林協会の運営のお金を集めるために国・県が実施した令和2年度の治山工事金額を利用して南知多町に96万円を請求、徴収しているのです。つまり自民党の県議員が会長の組織が、基本的に自民党、官僚、政治家に働きかけるために、そのお金を32市町村から取り立てている構造となっております。ホームページには規約も載っていない、予算決算も載っていない、1名の専務理事の給与と2名の事務職員の給与と交通費等を捻出し、年1回の総会と年2回の理事会、旅費、自民党を中心とした国会議員や県議員、名古屋市議員、官僚への働きかけのための組織です。この森林協会負担金は廃止にしてもいい負担金です。どうしても協力するなら、基本会費1万円で済むはずです。南知多町は96万円を払って、南知多町にどう生かされているかを具体的に全く分かりません。その支出積算根拠がいかげんな96万円を出さなければならない義務はありません。

美浜町の令和4年度の決算では、森林協会負担金は1万円です。ほかにも決算全体にわたってこのような負担金、補助金のいかげんな試算根拠や具体的な効果等を検証しなければなりません。全て負担金、補助金の精査をすべきです。

以上をもって反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

2番、山本議員。

○2番（山本優作君）

議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

本町の主たる産業である農業、漁業、観光業については、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けております。また、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとした世界情勢による燃料価格の高騰の影響もあり、原油価格の高騰や電気料金の値上げ、食料品をはじめとした様々なものの物価が上昇し続けており、住民の生活はとても苦しい状況がいまだに続いております。

こうした状況の中、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し

た地域経済や住民生活を支える取組、住民の健康を守るためのワクチン接種の継続実施など、町民の生活を考え迅速に対応していただいたことは高く評価できるものと考えております。

私は決算認定の審査において、町議会議員として何をチェックすべきか考えてみました。決算認定に反対しなければならないケースというのは、大きく分けて3つあると考えております。

1つ目は、議会で可決したとおりに予算が執行されなかったケースです。やると決まっていた事業を特別な理由もなく行わなかったり、やると決まっていなかった事業を勝手に実施した場合は問題です。

2つ目は、予算現額を大幅に超過して実施したケースです。近年では原材料の価格高騰などの理由で経費がかさんでしまうことは想定されますが、予算を補正しないまま流用などで処理を行い、決算額が予算額と比較して大幅に超過している場合は問題となります。

3つ目としましては、期待した効果を十分に得られなかったケースです。多額の経費をかけた事業にもかかわらず、過失によって十分な効果得られなかったような場合については、その理由のいかんによっては問題とする可能性があると思います。

今回の令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の内容については、令和4年3月議会において審議、可決され、またこれまでの定例会や臨時会で審議、可決されてきた補正予算の内容に沿って執行されたものであり、先ほど言いました決算認定に反対しなければならない3つのケースはなかったことから、特に反対すべき理由はなく、賛成すべきものであると考えます。

先ほど内田議員が反対討論で上げた問題点の数々については、令和4年3月議会において、令和4年度の予算が町長から上程された際に、内田議員が反対討論で上げた点とほとんど同じ内容であります。要するに内田議員個人としましては、令和4年度予算の内容にまだ納得していないから、予算のとおり執行された決算についても個人的に納得しかねるというのが主張だと考えております。なお、このような主張は今回だけに限ったことではなく、内田さんが議員になられてから毎年度の決算認定の際に反対討論で言われているので、今回で6度目になると記憶しております。

万が一の話ですけれども、決算認定で議員個人の賛成を得るために、可決の議決を得た事業を実施しなかったり、否決となった事業を実施するようなことになれば、それこ

そ町の責任問題となります。議員の主義主張によって決算認定が否決されること、また個人の信条を納得させるためだけに計画が覆ることはあり得ません。また、この令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定のタイミングになっても、いまだに令和4年度予算可決の際の不満にこだわるという行為は、令和4年度予算がこの町議会において、正式な手続の下で可決されたという自覚がないばかりか、議会制民主主義という大前提を否定していることになってしまいます。内田議員におかれましては、令和4年度予算が議会を通して正式な手続で可決されたものであるということ、良識のある地方議会人として真摯に受け止めていただき、また予算の執行こそが決算認定における明確な判断基準であるということをしっかり認識していただきたいと思います。

なお、本件については常任委員会に付託され、文教厚生常任委員会、また総務建設常任委員会で慎重審査し、採決した結果、全て認定であるという報告があり、私もその報告を尊重し、本決算認定に賛成するものであります。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いして、以上で私の賛成討論を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

（発言する者あり）

表決漏れがあったようですので、再度採決を行いたいと思います。

賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。2度押すと棄権になっちゃいますので、1度でお願いいたします。

もう一度採決してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、今言ったとおり、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを

1 度お押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票総数11人、賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第2 認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定**

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に
ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険団体連合会負担金の効果は何か。答弁としまして、診
療報酬明細書の点検、第三者行為求償事務などを委託することができます。

次の質疑としまして、国民健康保険税の不納欠損の人数は几人か。答弁としまして、
55人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第2号、国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

問題を2点指摘します。これも毎年言っていることです。

この決算会計には、私がずっと指摘しているように、令和4年度も国保運営協議会の委員の中に町会議員が公益代表として参加していることは問題です。条例上は公益委員なのに、それが議員職になっているのです。公益委員は議員以外に多数見えます。町長は直ちに改善すべきです。運営協議会は広く町民の声を聞く会であり、国保税の原案は議員以外の町民の方から声を積極的に聞き取る機会とすべきです。議員は議会という場で国保税額が妥当であるかどうかをチェックすべき立場です。議会提出前にあらかじめ町当局の税の談合につながることは問題です。

また、参加すると報酬として1人6,300円の支出がされ続けていることも問題です。本来、議員としての報酬は既に受け取っており、審議会委員とする6,300円の報酬を二重に受け取ることも町民の理解を得られません。既に知多半島では南知多町以外の9市町では議員が国保運営協議会委員になっている自治体はありません。条例改正をしなくても、町長による思い切った任命委嘱変更ですぐできます。非民主的制度は町長の一存で改善すべきです。

第2の問題点は、県一高いと言われる国保税を誰もが払える国保税にするために、さらなる改善が必要です。特に未就学児は、ようやく半額になったとはいえ、国保税の均等割を生まれたばかりの赤ちゃんからも1人基本で2万4,750円も取るのは問題です。国民健康保険以外の保険制度に生まれても、赤ちゃんからの均等割負担はありません。一般会計からの繰入れや基金等を増やして、均等割の軽減措置を取ることが必要です。大府市では既に子ども均等割3割軽減を実施しております。現在、南知多町の国保対象の赤ちゃんでは、年間約20人ぐらいの赤ちゃんだそうです。そして200人の未就学児がいるそうでございます。1割軽減ならば、未就学児で2,475円掛ける200人で49万5,000円でできます。その年の赤ちゃんだけならば20人で4万9,500円です。剰余金や基金を使えば十分軽減できます。県統一の保険料制度の導入を町は求めておりますが、それを

待つことなく、もっと住民に寄り添った払える国保会計にできるはずです。赤ちゃんからの均等割税を取るのはやめましょう。より払いやすい保険料設定を願って反対討論いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

投票総数11人、賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第3 認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療保険料の未納者の人数は何人か。答弁としまして、

現年度分11人、滞納繰越分1人で合計12人です。

次の質疑としまして、後期高齢者医療費の窓口負担割合の人数はそれぞれ何人か。答弁としまして、令和5年3月末現在、1割負担3,053人、2割負担418人、3割負担100人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第3号、令和4年度後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

今まで医療費1割負担で高齢者の安心できる医療が辛うじて守られてきたのに、令和4年10月から課税所得28万円以上で、かつ被保険者の世帯に1人の場合は200万円以上、2人の場合は320万円以上で窓口医療負担は2割の負担制度に改悪されました。南知多町においても苦しむ人数が増えております。今、1割から2割の改悪で、委員長の今報告があったように、2割負担が418人と。本来は1割だったのに418人に増えていると。こういうふうになっております。今まで3割か1割負担だけだったのが、昨年10月から418人の高齢者が原則2割負担になって医療にかかりにくくなっております。全国では約2割の370万人とも言われております。この高齢者医療保険の改悪は、今後後期高齢者医療制度の2割法の中で、政令で2割負担の所得基準を定める仕組みにしております。国会審議なしに2割負担の対象がさらに拡大する危険があります。受診控えを誘発する2割負担導入は、高齢者の健康を悪化させるものです。高齢者が医療にかかりにくくされた令和4年度後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

投票総数11人、賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護認定調査は認定申請1件に対し何回実施しているか。答弁としまして、訪問調査は1回です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番(内田 保君)

それでは、認定議案第4号、令和4年度介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

第1の問題点は、さきの国保特別会計での国保運営協議会の問題と同じく、介護保険運営協議会でも町長は同じく議員を委員に委嘱している不正常的な支出問題があることです。南知多町介護保険運営協議会規則第3条には、保険医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表、費用負担関係者、知識や経験を有する者、町議会関係者、その他町長が必要と認める者に委員を委嘱することになっております。決算では、議員を介護保険料原案を扱う協議会に参加させていることについては問題であります。町長は規則変更して議員枠を削除すればいいことです。議会と執行機関の補助機関との区別と責任を明確にさせることが必要です。議員は議会で町長提案の介護保険料をチェックすることが本来の職務です。審議会、協議会は広く議員以外の町民の皆さんの意見を聞く機会とすべきであります。国でも県でもそうっております。

また、報酬の二重取りもやめさせるべきです。既に議員は報酬を受け取っております。6,300円の二重報酬は、町民は納得できません。町長は直ちに規則変更して、正常な議会と町執行機関との関係を正常に戻すべきです。介護保険運営協議会でもこのような不正常的な協議会制度になっている恥ずかしい遅れた民主主義の町は、この知多半島に南知多以外ありません。

以上、介護保険特別会計決算認定の反対討論といたします。

○議長(鈴木浩二君)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

投票総数11人、賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第5 認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、浄化センターから排出される汚泥はどこで処理をされているのか。また、汚泥の含水率はどの程度なのか。答弁としまして、脱水汚泥は知多南部広域環境センターにて焼却処理しています。脱水汚泥の含水率はおおむね85%です。

質疑としまして、浄化センターから排出される処理水は検査等を行っているのか。答弁としまして、浄化センターの運転管理委託業者により毎月公的機関による水質検査を実施し、基準値内であることを確認しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場改修工事については、立体駐車場の2階部分の塗裝修繕工事を数年に分けて実施しているが、今後も定期的な塗裝修繕工事は行っていくのか。答弁としまして、駐車場事業は今後PFI事業としてSPCが維持管理を行います。塗装を含む修繕工事については、既存の長期修繕計画の内容を踏まえ、SPCが改めて長期修繕

繕計画を策定し、定期的に塗装修繕を行っていきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、不納欠損120万83円の内訳は何か。答弁としまして、破産及び行方不明等により徴収不可能となった法人2件49万1,141円、個人6人分70万8,942円の合計120万83円の水道料金を不納欠損としました。

質疑としまして、建設改良費3,934万8,212円の不用額があるが、この不用額でほかの工事を実施できなかったのか。答弁としまして、この不用額の主なものは、工事の延期により、それに伴う委託業務も延期となったことから不用額が生じたもので、流用はできません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第48号 町道路線の廃止について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第48号 町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、廃止した町道の管理は町のままか。答弁としまして、今後は土地所

有者の管理となります。

質疑としまして、この道路のほかに私有地に認定されている町道があるか。答弁としまして、同様に民地内道路もあります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第4条において海岸環境整備施設の名称及び位置が示されているが、指定管理地に周辺道路は含まれているか。答弁としまして、護岸より外側の道路施設は含みません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 10時28分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで発言の申出がありましたので、許可します。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の報告のところで、質疑の後期高齢者医療費の窓口負担割合の人数はそれぞれ何人かの答弁で、令和5年3月末現在、1割負担3,053人、2割負担418人、3割負担のところを私100人と申し上げましたが、正しくは190人でした。訂正し、報告をいたします。

日程第10 議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第50号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について。

質疑としまして、文化活動事業協力者謝礼の内訳は。答弁としまして、南知多伝承文化祭実行委員会が会議に出席したときに支払う旅費相当分の謝礼及び文化財活用事業でからくり人形の上演を行っていただく団体に支払う謝礼です。

次に、学校教育課関係について。

質疑としまして、地域学校協働本部運営委託料はどこに支払われるのか。答弁としまして、地域学校協働本部に委託し、事務局である教育委員会が支出し、運営を行います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、観光施設災害復旧工事はどのような工法による復旧工事なのか。ま

た、工期はいつからで、年度内に工事は完成するのか。答弁としまして、工法はモルタル吹付工によるのり面保護工です。また、工期については10月下旬から令和6年2月末を予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、産前産後期間減免制度に対応するためのシステム改修業務委託料の金額は適当か。答弁としまして、システム開発業者による見積額を計上しており、適正な金額です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基金積立金は次期介護保険事業計画で事業費に全額充てるのか。答弁としまして、基金積立金の用途については、次期介護保険事業計画の中で決定します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、少人数学級は地域、保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができ、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1へ復元するべきとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により、本請願を採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第15 請願第4号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、請願第4号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、政府は健康保険証を2024年の秋に廃止をする方針を打ち出し、健康保険証が廃止となればマイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられるおそれがあり、健康保険証の廃止は任意であるはずのマイナンバーカードの取得強制につながるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により、本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第4号「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願に、紹介議員として賛成の立場から討論いたします。

政府は2023年の通常国会で、現行の個人保険証を廃止し、マイナンバーカードと一本化することを含んだ行政手続における特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律などの一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正法です、を成立させ、2024年秋の保険証廃止に向けて準備をしております。将来のデジタル化に進むことは賛成しております。しかし、現在では説明不足、準備不足の今の段階で、拙速にこの事業を進めることには反対です。

しかし、問題が噴出している命に関わるカード強制の不便をこのまま許しておくわけにはまいりません。うまく保険証として使えている方もいることは承知をしております。しかし、全国的には問題点のほうが多過ぎます。一旦ストップし、紙の保険証を残し、カードへの強制はやめるべきです。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程や、その後の各種調査であまりにもずさんな導入の実態が様々な問題が明らかになっております。例えば、1つ目、コンビニで別人情報がひもづけされ、抹消済みの証明書が発行された。2つ目、マイナ保険証に別人の情報登録されている。3つ目、医療費の負担割合が違う、1割負担なのが10割負担になった、1割負担が3割負担になった、そのトラブルが後を絶たない。4つ目、家族名義と見られる口座が登録された。5つ目、マイナポータル

ルで別人の年金記録が閲覧できる。6つ目、他人のクレジットカードにひもづけられた。7つ目、同姓同名の別人のカードを交付し、ポイントを間違っけて付与した。8つ目、別人の障害者手帳情報が登録された。9つ目、オンラインの資格確認ができず10割負担になり、受診が困難になった。マイナンバーカードをめぐってトラブルが相次ぎ、国民の不信が高まっております。

全国保険医団体連合会、保団連の6月21日の調査によれば、マイナカードと保険証を一体化したマイナ保険証について、何らかのトラブルがあったとの回答では、無効・該当なしと表示をされ反映されないのが66.3%で最多となっております。10割負担を請求された例でも38都道府県で最少でも776件発生しています。他人の情報がひもづけられたことが114件にもなっております。こんな状況で一方向的に保険証を廃止すれば、ますます混乱するばかりです。保険証廃止は凍結すべきです。既に7月の産経FNN合同世論調査によれば、保険証廃止に対しては延長・撤回が76.9%になっています。法律上はマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。

また、大企業はこのマイナンバーとマイナンバーカードの運用で利権に群がっております。地方公共団体情報システム、いわゆるJ-LISが2013年から10年間で少なくとも313件で2,810億円を発注し、少数の大企業が独占的に受注しております。中でもNTTコミュニケーションズは982億円で、受注額全体の3割を占めております。そのほか凸版印刷で464億円、DNPデータテクノは377億円、NTTデータは257億円、日本電気が175億円。政府は新しいマイナンバーカードを2026年度中に導入する計画ですが、既に21年度からテスト用ICカードデータ作成作業をNTTグループと富士通に随意契約で発注しております。

マイナカードの誤表示の原因は、1. 自治体の入力ミス、2. システム仕様の問題、3. レセプト、診療報酬明細のコンピューター仕様の問題など、複数推定されていますが、全容は未解明です。登録されている事例など、命に関わる事故につながりかねない重大なトラブルも続々と報告されている。このような問題を解決しないまま2024年秋の現行の健康保険証を廃止することは、国民の健康と命を脅かすものです。

病気やけがのときにいつでもどこでも安心して医療が受けられるために、国民健康保険証は不可欠です。健康保険証の表面には被保険者の情報がきちっと記載されているため、患者さんが窓口で提示するだけで医療が受けられます。被保険者情報を活用し、医

療機関もスムーズに保険請求ができます。被保険者証を発行、交付する義務がなくなると、国民皆保険制度に大きな瑕疵が生じます。岸田総理は廃止の延期ではなく、健康保険証を残す政治決断をすべきです。国民健康保険制度の根幹に関わる保険証廃止において、議員諸氏に賢明な判断をお願いして、ぜひこの請願に賛成のお願いをして討論を終わるものであります。

○議長（鈴木浩二君）

次に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第4号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

投票総数11人、賛成1人、反対10人、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第16 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小嶋完作議員。

○5番（小嶋完作君）

発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第5号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第7回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 11時09分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 服 部 光 男

署 名 議 員 藤 井 満 久